

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
統計の比較可能性の確保等	<p>【統計基準の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。 <p>【統計間の比較可能性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	<p>産業分類改定研究会（座長：河井慶応大学教授）の下で開催されている産業分類検討チームにおいて、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについては、次期日本標準産業分類の改定において、調査の目的によっては専従の役員・労働者等が存在しない法人等を事業所とみなす方向とすることとして了承された。</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>【統計基準の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度（2023年度）までを目標とする日本標準産業分類の次期（第14回）改定に向け、現在、有識者を含めた研究会等で検討しているところであり、専従の役員・労働者等が存在しない法人等の取扱いについては、統計調査によってはそのような法人等も事業所として取り扱う方向で議論を終えており、日本標準産業分類において必要な修正を行う予定。なお、生産物分類については、次期日本標準産業分類の改定内容を踏まえて必要に応じて見直しを行い、財分野及びサービス分野からなる全体版を整備する予定。（サービス分野の生産物分類については、平成31年（2019年）4月25日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表。また、財分野の生産物分類については、令和3年（2021年）5月31日に決定（生産物分類策定研究会決定）し、公表。） <p>【統計間の比較可能性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ブロックの結果表章については、平成31年（2019年）3月に「地域別表章に関するガイドライン」を策定（総務省政策統括官決定）し、公表。また、年齢及び事業所規模の結果表章については、令和4年6月に「年齢別表章に関する標準的な考え方」及び「事業所規模別表章に関する標準的な考え方」を策定（同上）し、公表。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として重要な役割を担っており、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時・的確に見直しを行っていくことが必要である。日本標準産業分類については、従前に指摘された課題を含め、改定に向けた検討が進められている。今後も、統計基準については、その改定からおおむね5年後を目途に改定の必要性を検討し、その結果も踏まえて適時・的確に見直しを行っていくことが必要である。併せて、財分野及びサービス分野からなる生産物分類については、より一層の活用を促進する観点から、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進めていく必要があると考えられる。

	<p><基本的な考え方></p> <p>i) 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）までに改定を行う。【総務省；令和5年度（2023年度）までに実施する。】</p> <p>ii) 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）までに改定することを目指す。【総務省；令和8年度（2026年度）までに実施する。】</p> <p>iii) 生産物分類については、令和8年経済センサスー活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、令和5年度を目途に財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。併せて、より一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
備考（留意点等）	